

空き家再生等推進事業

※赤囲み部分は令和4年度当初予算における制度拡充事項

令和4年度当初予算：
社会資本整備総合交付金等の内数

居住環境の整備改善を図るため、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用等に取り組む地方公共団体に対して支援を行う。

事業内容

・空き家の除却【補助率:2/5】

※ 崖地や離島など通常想定される除却費と比較して高額となる場合のかかりまし費用も補助 拡充

・空き家の活用【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】

・空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握【補助率:1/2】

・空き家の所有者の特定【補助率:1/2】

・空き家を除却した後の土地の整備 拡充
【補助率:直接1/2、間接1/3(かつ市町村の1/2)】

(地域活性化要件が適用されない不良住宅を除却した後の土地を、公益性の高い用途で10年以上活用を行う場合)

空き家の除却



居住環境の整備改善のため、不良住宅・空き家を除却

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を活用し観光交流施設を整備

補助対象

空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象とする地区において行う事業

(上記要件は空き家の実態把握の場合を除く)

補助率

| | 所有者が実施 | | | 地方公共団体が実施 | |
|----|----------|---------------|------------|-----------|---------------|
| 除却 | 国 2/5 | 地方公共団体 2/5 | 所有者 1/5 | 国 2/5 | 地方公共団体 3/5 |
| 活用 | 国 1/3 | 地方公共団体 1/3 | 所有者 1/3 | 国 1/2 | 地方公共団体 1/2 |